

平成30年 6月 5日(火曜日)

議事日程(第1号)

平成30年6月5日(火)午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問(別紙のとおり)
- 日程第 6 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて  
(町税条例等の一部を改正する条例)
- 日程第 7 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて  
(東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第 8 議案第 21号 東庄町過疎地域における固定資産税の特例措置に関する条例を制定することについて
- 日程第 9 報告第 1号 繰越明許費繰越計算書について  
(平成29年度東庄町一般会計繰越明許費繰越計算書)
- 日程第 10 請願第 1号 「国における平成31(2019)年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願
- 日程第 11 請願第 2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願

日程第 12 休会の件

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員(13名)

- 1番 土屋光正君
- 2番 宮澤健君
- 3番 佐久間義房君
- 4番 板寺正範君
- 5番 花香孝彦君
- 7番 大網正敏君

8番 高木武男君  
9番 鈴木正昭君  
10番 山崎ひろみ君  
11番 土屋進君  
12番 宮崎正吾君  
13番 鎌形寿一君  
14番 城之内一男君

欠席議員

なし

出席説明員（13名）

町長 岩田利雄君  
副町長 金島正好君  
監査委員 平山茂君  
総務課長 向後喜一郎君  
町民課長 伊藤雅晃君  
まちづくり課長 林栄壽君  
健康福祉課長 海上孝君  
会計管理者 飯嶋実知子君  
病院事務長 寺嶋利和君  
農業委員会事務局長 土屋富士雄君  
教育長 五十嵐正憲君  
教育課長 多田克己君  
生涯学習担当課長 林寛君

出席事務局員（3名）

事務局長 笹本忠男  
次長 石毛美恵子  
主査 岩瀬知博

(午前10時00分 開会)

議長(城之内一男君)

ただいまの出席議員は全員です。

ただいまから、平成30年6月東庄町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、10番 山崎ひろみ君、4番 板寺正範君、両名を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題とします。

本定例会の会期は、本日から6月8日までの4日間とすることに議会運営委員会において意見の一致を見ております。

従って、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長、花香孝彦君。

5番(花香孝彦君)

平成30年6月定例会の運営について報告いたします。

今期定例会の運営につきましては、去る5月29日、議会運営委員会を開きまして、会期及び審議予定などについて協議をいたしました。この定例会に付議されます案件は、町長提案4件、請願2件であります。これらの案件を審議するために、会期は本日から8日までの4日間とすることに合意を見ております。

審議の予定は、第1日目の本日は、議事日程に従いまして、諸般の報告、行政報告の後、一般質問は4人の議員から通告がありましたので、これを行います。次に、承認第1号から承認第2号までを順次上程し、質疑・採決を行います。次に、議案第21号を上程し、質疑・採決を行います。次に、報告第1号の報告を行います。続いて、請願2件を上程し、請願紹介議員から趣旨説明を求め、所管の常任委員会に付託して散会といたします。

第2日目の6日、第3日目の7日は休会としまして、この間、6日には午前中に文教福祉常任委員会を議員控室にて開催することに合意を見ております。なお、委員会開催の詳細は審議予定表によりご了承願います。

最終日の8日は、時間を午後2時30分に繰り下げて本会議を開きまして、文教

福祉常任委員会の審査報告を受け、質疑・採決を行い、閉会といたします。

なお、定例会閉会后、全員協議会を開催して、組合議会等の報告及び行政執行上の報告、説明等を行う予定です。

本定例会が円滑に運営されますよう、各位のご協力をお願いいたしまして、以上で、議会運営委員会において決定しました事項の報告を終わります。

議長（城之内一男君）

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり本日から6月8日までの4日間とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

ご異議なしと認めます。

従って、会期は本日から6月8日までの4日間に決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議長より議会の会務報告を行います。

3月定例会以後の議会活動及び議員活動は、お手元に配付の報告書のとおりです。

なお、議員派遣に伴う視察研修等について、派遣議員の代表から、お手元に配付した送付書のとおり提出がありました。ご了承願います。

次に、地方自治法第121条第1項の規定による本定例会の出席要求に対し、お手元の印刷物のとおり通知がありました。

次に、本日、町長より議案の送付があり、これを受理しました。

次に、請願2件を受理しました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。

町長及び教育長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、平成30年2月21日から5月20日までの行政報告につきまして、主なものを申し上げます。

1ページ目、総務課、庶務関係でございますが、区長会総会を2月25日に開催

をし、新役員が決定をいたしました。区長様方には行政の様々な場面でご活躍をいただいております。

次に、職員の退職及び新規採用でございますけれども、3月に職員一人が免職、一般行政職等7人が退職、6人が再任用を満了し、4月1日付で一般行政職等7人を採用し、4人を再任用しております。

職員の採用にあたりましては、引き続き適正な定員管理に努めてまいりたいと考えております。

次に3ページ目、町民課の賦課徴収関係でございますけれども、各種町税の納税通知書を発送いたしております。課税額は軽自動車税が4,626万4,000円、町県民税の特別徴収分が7億3,449万9,000円、4ページ目になりますが、固定資産税が6億5,285万7,000円となっております。

次に8ページ目、下段、健康福祉課、衛生関係でございますけれども、各種検診、予防接種など、健康増進事業を記載のとおり実施をしております。引き続き受診率、接種率の向上に努め、町民の皆様の健康増進を図ってまいります。

次に9ページ目、中段の子ども医療費・高校生医療費対策事業として、医療費の助成を行っております。件数と支給金額は記載のとおりでございます。

次に11ページ、上段の地域包括支援センター関係でございますけれども、介護予防事業として、記載のとおり各種教室などを開催しております。今後とも介護予防施策を積極的に進めてまいりたいと考えております。

次に12ページの建設関係でございますけれども、道路維持工事など8件の工事及び橋梁点検業務等、5件の業務委託を契約しております。

また、公園関係でございますけれども、除草等5件の業務委託を契約しております。

次に14ページ目、下段の商工・観光関係でございますけれども、各種のイベントで積極的に観光物産のPRを行っております。また、5月上旬から中旬にかけて、雲井岬つつじまつりを開催し、期間中は5,000人の来場者がありました。

最後に16ページ、東庄病院関係でございますけれども、1日あたりの平均患者数は入院患者数が50人、外来患者数が104人となっております。順調に経営をされているものと考えております。

以上で行政報告を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

議長（城之内一男君）

教育長、五十嵐正憲君。

教育長（五十嵐正憲君）

それでは、教育委員会行政報告の主なものを申し上げます。

まず、17ページ、1項目目の教育委員会関係でございますが、定例の教育委員会を3回、臨時会を1回、教育委員協議会を1回、記載のとおり開催いたしました。

教育委員協議会では、幼稚園統合問題、給食費の無償化、教育支援センターの運営について協議いたしました。

また、臨時教育委員会は、教職員の年度末人事についてを議題にして実施いたしました。

次に、2項目目の学校教育関係では、平成29年度末の教職員の人事異動に伴っての教職員の變動をお示ししております。笹川小学校で1学級減、東城小学校で特別支援学校が1学級増で、町内全体の学級数には増減がありませんでしたが、昨年度、講師の配置だったものが教諭の配置となった関係で、教員の数は2名増となっております。

小中学校の校医につきましては、内科医の委嘱を4名から3名に1名減として健康診断等を行っております。

下段に各幼稚園、小・中学校の卒業式、入学式の実施状況を掲載しております。3月10日に中学校におきまして118名の卒業生を送り出しております。

次に18ページ、主な契約関係ですが、統合関係、給食センター建設関係の主な契約といたしまして、笹川小学校鉄骨倉庫解体工事、北校舎空調設置工事設計・監理業務委託を契約いたしました。また、中学校自転車置場関係では、埋蔵文化財調査に伴う整理業務委託、東庄中学校自転車置場等増築工事設計・監理業務委託の契約をいたしました。

続いて、18ページ下段から19ページにかけての3項目目、生涯学習関係では、生涯学習事業、社会体育事業、公民館事業につきまして、記載のとおり公民館を主な会場として各種事業を実施しております。

また、契約関係の主なものといたしまして、宮野台運動公園用地賃貸借契約でございますが、借りていた用地が平成30年3月31日に契約が終了する関係で、平成30年4月1日から平成40年3月31日までの10年間の契約延長をいたしま

した。

続いて、20ページ上段の4項目目の図書館関係では、記載のようなイベントを行い、こどもの日を中心に子供たちが本に触れる機会を作ると共に、子供の読書活動を推進するために実施いたしました。

最後に5項目目の学校給食センター関係では、報告期間の総給食数は4万8,656食、1日平均993食となっております。

また、昨年度は終業式の前日である3月22日が給食最終日で、今年度は中学校の始業式の日である4月6日から給食を開始いたしました。これからも子供たちに出来るだけおいしい給食を食べてもらえるように工夫をしながら衛生管理の徹底を図って、安定した給食の提供を継続してまいります。

以上で教育委員会の行政報告を終わりにします。よろしくお願いいたします。

議長（城之内一男君）

これで行政報告は終わりました。

日程第5、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

10番、山崎ひろみ君。

10番（山崎ひろみ君）

おはようございます。10番、山崎ひろみでございます。議長のお許しを得て、本日の一般質問を行わせていただきます。

最初の質問事項であります中小企業支援について伺います。

去る5月16日、中小企業が新たに導入する設備にかかる固定資産税を自治体の判断で3年間、最大ゼロに出来る特例措置を盛り込んだ生産性向上特別措置法が国会で成立しました。国は、今後3年間で中小企業の設備投資を促し、生産性向上を図ることを目指しているようです。

我が国の経済は、雇用や所得環境が改善する中で、緩やかな回復が続くことが期待されています。他方で、世界経済の動向など、先行き不透明感が増す中であって、中小・小規模事業者の方々は、厳しい経営環境の中で日夜奮闘されています。千葉県内の企業の99.8%が中小企業です。また、常時雇用されている人の74%が中小企業に就業し、その比率も増加しています。これらの中小企業が元気になるとこそ日本経済の持続的な発展に不可欠であると考えます。

この度の法案について具体的には、1番目の条件として、市町村が市町村内の中小企業が年平均3%以上の労働生産性の向上を見込む新規の設備投資をする時は、新規取得設備の固定資産税を3年間ゼロにするということを盛り込む導入促進基本計画を作り、その計画への経済産業大臣の同意を得ること。

2番目の条件として、その市町村にある中小企業が年平均3%以上の労働生産性の向上を見込む先端設備等導入計画を作り、市町村の認定を受けること。3番目の条件として、固定資産税の特例率を市町村が条例で定めること。

この三つの条件を満たした場合に、ものづくり・サービス補助金及び持続化補助金、サポイン補助金、IT導入補助金という四つの補助金が優先的に受けられるという制度となっています。

まず、我が町もこの制度を活用して、町内の中小企業の設備投資を促し、生産性の向上を図ることを支援するべきと思いますが、見解を伺います。

また、現在、中小企業支援として町が行っている事業実績があればお聞きしたいと存じます。

次に、通学路の安全対策について伺います。

新年度がスタートし2ヶ月が過ぎました。子供さんを持つ保護者の方から様々な要望をお聞きする機会があります。特に新入学された子供さんの家族から通学路の危険性を心配する声が多くあります。町内には見通しの悪い交差点や狭い道幅のところも多く、歩道が設置されているのはごく一部で、更に自転車が安心して走行出来る場所は皆無に等しいと思います。道路には町道、県道、国道がありますが、通学路に関しては最優先で整備すべきと考えます。

特に自転車通学をしている子供の保護者から、朝夕の通勤時間帯と重なり、自転車は車道を走らなければならないため、大変心配される声をお聞きします。私たちが車で走っていると気づかない危険がいっぱいあります。道路の側線、センターラインはきちんと引かれていますか。

また、通称グリーンベルトと言っておりますが、学校の近くには全て設置されているのか。カーブミラーは必要なところに設置されているのか。町はどのくらいの頻度で点検、整備を実施しているかお聞きしたいと存じます。

次に、ひきこもりの社会復帰支援について伺います。

厚生労働省は2018年度から、自治体の担当者らがひきこもりの人を訪問して、

就労体験への参加を促す地域における訪問型就労準備支援事業をスタートさせました。家族だけでひきこもり状態を脱出させるには限界があるだけに、行政の新たな支援に対する期待は大きいものと思われます。既にひきこもりの人の社会復帰に向けて、就労体験を行う就労準備支援事業を2015年4月から進めています。福祉事務所が設置されている自治体が取り組む事業ですが、我が町は県の管轄かと承知しておりますが、県と連携を取り、進めるべきと考えますが、町の見解をお聞きしたいと存じます。

私は、ひきこもり支援について以前にも質問させていただきました。6年前はひきこもり・ニートの実態、そして県内に設置された地域若者サポートステーション事業の利用状況を含め、町の取り組みを質問いたしました。3年前には秋田県藤里町の実例を挙げ、我が町での就労支援の取り組みを提案しました。その時は関係する機関と協議し、検討していきたいとの答弁でした。その後、進展はあったのかお伺いいたします。そして、この度の訪問支援事業を実施する考えはあるかお聞きしたいと存じます。

内閣府の調査によると、ひきこもりの期間が7年以上の人が約35%に及び、長期化していることが浮き彫りになりました。加えて、ひきこもりの高齢化も大きな課題で、ひきこもりが長期化すると親も高齢となり、収入がなくなったり、病気や介護で生活が困窮するケースも顕在化しています。80代の親と50代の無職の子供が同居し、社会から孤立して困窮する状況は8050問題と呼ばれています。新たな支援のあり方を考える段階を迎えていると思いますが、町の見解をお聞きしたいと存じます。

以上で1回目の質問を終わります。2回目からは自席にて行わせていただきます。  
議長（城之内一男君）

まちづくり課長、林栄壽君。

まちづくり課長（林 栄壽君）

それでは、質問事項1の中小企業支援の要旨1、中小企業の設備投資を促す制度についての質問にお答えをいたします。

先般、国会で可決された生産性向上特別法において、中小企業等が設備投資を通じて労働性の向上を図るための先端設備等導入計画を作成し、市町村の認定を受けることで税制支援や金融支援などの支援措置を受けることが出来る生産性向上特別

措置法が成立しました。それを受けて、議員が言われている一番目の条件の市町村が策定する導入促進基本計画につきましては、企業から申請された計画を認定するために導入促進基本計画を策定し、国の同意を得なければなりません。現在、導入促進計画の策定に向けた事務を進めているところでございます。

しかし、全国の市町村が同時期に国の指導のもとで計画書の策定を進めていくため策定が完了する時期についてはまだわからないのが現状でございます。

2番目の条件の中小企業が策定する先端設備等導入計画についてですが、計画の策定の際は、国の認定を受けた経営革新等、支援機関への事前確認が義務づけられていることになっております。計画の策定には多種多様な企業の設備や経営に関する専門的な知識が必要なため、計画策定への支援につきましては難しいのが現状でございます。町としましては、情報提供や窓口での相談業務などの可能な支援をしていきたいと考えております。

3番目の条件の、償却資産にかかる固定資産税の特例の特例率を市町村条例で定めることではございますが、中小企業の一定の設備投資について、固定資産税をゼロにすることを可能とする3年間の時限的な条例について、これから行われる承認第1号で議会の承認を求めることになっております。国の施策に基づき、町としましても中小企業の経営改善の向上のため、環境を整え、支援してまいります。

また、町が現在行っている中小企業支援事業としまして、中小企業経営の育成振興のための東庄町中小企業資金融資制度があります。これは運転資金や設備資金等のための融資に2.5%の利子補給をするものです。29年度は108件、490万5,705円の実績となっております。

続いて、質問事項2、通学路の安全対策の要旨1、道路、標識、カーブミラー等の改善についての質問にお答えいたします。

1点目の、自転車が安心して通行出来る通学路の歩道等の整備についてですが、平成29年10月に東庄町区長会から桁沼耕地内の中学校への通学路、約2,040メートルの町道の拡幅整備の要望書が提出されました。その要望に対し、今年度に対象路線の測量及び設計の委託業務を計画しております。その中で、自転車が安心して通行出来る自歩道等の整備も併せて検討してまいります。

また、歩道がなく、路肩の狭い国県道の通学路については、歩行者や自転車が少しでも安心して通行出来るように県へ歩道、路肩の整備、修繕を継続して要望して

まいります。

2点目の通学路の側線等の整備点検についてですが、PTAと学校から教育課を通じて毎年改築、修繕の要望があります。また、通学路に限らず、施設管理班が毎日町道のパトロールを行っています。それらに基づいて優先順位を決めて、側線等の引き直しなどの維持工事を実施しております。

なお、横断歩道、停止線などの交通規制が関係するものにつきましては、警察署の所管となりますので、協議し、整備、修繕を依頼しております。

3点目の、交通量が多く、歩道等がない道路の路肩を緑色にカラー塗装をする通称グリーンベルトの通学路の整備状況ですが、東庄町では国道、県道及び町道の一部に設置しています。今後も地域から要望があった場合は現地を精査して検討してまいりたいと思います。

私からは以上でございます。

議長（城之内一男君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

4点目のカーブミラーの設置及び点検についてでございますが、交通安全施設ということで私の方から答弁をさせていただきます。

カーブミラーは、交通事故防止のために見通しの悪い交差点や見通しの悪い急カーブなど、必要な箇所に設置しているところでございます。

点検整備につきましては、例年10月に交通安全協会のご協力によりまして、点検清掃を行っていただいている他、台風が通過した後等、強風による損傷が予想されるような時は、職員がパトロールを実施し、点検しております。

また、町民の皆様から破損等の通報があった場合は、その都度確認をし、交換等の対応をしております。

私からは以上でございます。

議長（城之内一男君）

健康福祉課長、海上孝君。

健康福祉課長（海上 孝君）

それでは、質問事項の3番目、ひきこもりの社会復帰支援、質問要旨、訪問支援事業の取り組みについてお答えをいたします。

国はひきこもりの定義を様々な要因によって就学、就労、家庭外での交遊などを回避し、原則的には6ヶ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態としております。就労準備支援事業については、議員がおっしゃられるように福祉事務所が設置されている自治体での事業となりますが、東庄町においては県が設置しているひきこもりご本人、ご家族等からの電話相談に応じると共に、内容によって医療、教育、労働、福祉などの適切な支援機関につなげることを担う千葉県ひきこもり地域支援センター及び子供、障害者、高齢者を含めた全ての地域住民の多様な相談に対して、24時間、365日体制で総合的な対応を行う地域福祉のセーフティネットとして、千葉県が健康福祉センター圏域ごとに設置した中核地域生活支援センターと連携し、事業を行っております。

平成27年12月議会でご質問のありました就労支援の取り組みについては、ハローワーク、中核地域生活支援センターなどの関係機関と連携を図っております。

また、訪問支援事業については、国が本年度ひきこもりの状態にある本人の状況を踏まえた早期発見、自立支援を図ることを目的に、ひきこもり状態の人への訪問支援を強化する事業で、町が実施出来る事業としては、ひきこもり支援に関する相談窓口や支援機関の情報発信及び早期発見や自立支援につながるための関係機関とのネットワークづくりなどのひきこもり支援の基盤を構築することです。

本町としましては、地域の皆さんに協力をいただきながら、既にある東庄町見守りネットワーク事業を有効的に活用していく予定であります。

8050問題については、ひきこもりの子を持つ家庭が高齢化し、50代の中高年のひきこもりの子を80代の親が面倒を見ることであり、国は今年度、中高年層のひきこもり状態の人たちがどのくらいいるのか、本人や家族の就労や生活状況、外出の頻度、ひきこもるきっかけ、抱えている課題などを把握し、今後の支援施策に反映するため、40歳から59歳を対象にした初めての実態調査を行うこととしております。

町としましては、現時点では国の動向に注視しながら、東庄町見守りネットワーク事業、中核地域生活支援センターと連携し、実態把握等に努めていきたいと考えております。

私からの答弁は以上でございます。

議長（城之内一男君）

10番、山崎ひろみ君。

10番（山崎ひろみ君）

最初に中小企業支援についてですけれども、3番目の条件となる固定資産の特例については、この後の議案に入っているということで承知いたしました。

条件をクリアすることは必須なんですけれども、先程課長の答弁にありましたが、取り組む意欲はあるけれども、専門的な知識とか難しいというお話でしたけれども、この制度の活用をするべきであるし、それをまた町内の対象となる中小企業事業者に対してどのように情報提供していくのかわからない方がほとんどかと思えます。せっかくの制度を利用しないということもないと思えますので、その情報提供をどのようにしていくのか伺いたいと思えます。

それから、通学路なんですけれども、定期的に年1回、要望があれば、歩むがてら一回りして全部見渡すのと、随時、要望があれば整備するということなんですけれども、私もこの度ちょっとアンケート調査のためにいろいろ町内の方のご意見を聞きながらやっていたところ、通学路の問題がすごくご要望がありまして、一件一件、担当課の方にも要望に行かせていただきましたけれども、なかなかすぐに改善出来るものでないものの方が多く、長年ずっとずっと来たものが多かったと思えます。やっぱり検討するというだけで先送りになってきた現状かと思えます。

先程の桁沼耕地、去年の区長会からの提言で大きく動くようになりましたけれども、これも長い時間をかけるのではなく、短い時間にやっていただければ町民の皆さんは、ましてや保護者は、小学校1年生の子供が中学校を卒業する頃で出来たのではしょうがないわけですので、そういうやり方も、町長を初めとして、通学路に対してはいち早くやってほしいと思えます。

あと、羽計台の団地の子供たちも県道を通して中学校まで行くんですけれども、歩道はありません。歩道は若干あったにしても、自転車が走れるところは全くありません。除草もしなければいけないし、轍もあります、路肩も大分崩れているところもあって、現にこの間、入学して1週間足らずで転んでズボンに穴を空けたという新入生のお話も聞きました。転ぶ方向によっては大きな事故にもなりかねませんので、中学校は当分の間、あの位置にあると思えますので、たとえ県道であっても早く整備出来るように、もう少し子供たちが安心して走れるように整備してあげるべきかと思えます。

それからもう一点、カーブミラーなんですけれども、カーブミラーも要望があれば随時総務課の方にお伺いしておりますけれども、冬場とか天候の悪い時とか、設置されている環境等によってミラーの鏡面、ガラスのところ曇って全く見えなくなることがあります。皆さんも経験したことがあるはずですが、少し間違えば大きな事故にもなりかねません。町内の通学路でもそのような場所があり、危険性を指摘されています。私、いろいろ調べたところ、ステンレスの表面に光触媒超親水化処理を施すことで、防曇、防滴効果を実現し、水滴による光の乱反射と汚れの付着を防ぎ、良好の視認性を確保し、安全性を提供出来る光触媒親水性カーブミラーというものがあるということです。

既に実施している自治体もありますので、値段の方もこれまでのものと比べてそれほど高額にはなりませんので、我が町でも是非導入すべきだと考えますが、町の見解をお聞きしたいと思います。

ひきこもり支援のことなんですけれども、3年前の時にも秋田県藤里町の実例を挙げて説明しましたので、細かい内容は割愛しますが、そこもシルバー人材センターに登録する高齢者と共に共同作業を行うということで就労支援を行っております。ひきこもりの実態調査、就労支援、大変デリケートで難しい問題だということは承知しております。私も定職につき、結婚して、子供を育て、家庭を築いていけることは理想だと考えておりますけれども、様々な経緯、事情があっても、働いてお金を得て、自立していくことが一番重要なのではと思っています。この問題は家族だけでは変えられない状況にありますので、外からサポート出来る体制が出来たらと思います。

今回の事業は一步踏み込んだ事業になると思いますので、これまでとは違って、町も真剣に考えていって、県と連携を取って支援事業をやるべきだと思います。

そして先日、文教福祉常任委員会で学校の跡地利用の視察をしてまいりました。廃校になった小学校の跡をシルバー人材センターの事務所兼作業所にして、更に高齢者が集える場所として活用されているのを見てきました。我が町も1ヶ所はシルバー人材の拠点として、そこには誰でも気軽に集まれて、ひきこもりの方たちも外に出て、少しでも就労体験が出来る場所として整備することを提案させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

就労支援はやるのかやらないかということも答弁でお願いしたいと思います。

議長（城之内一男君）

まちづくり課長、林栄壽君。

まちづくり課長（林 栄壽君）

それでは、今後の中小企業の支援制度の情報提供ということでございますが、導入促進基本計画の策定期間にもよりますが、早い段階で広報やホームページにより周知すると共に、商工会や金融機関を通じて周知してまいりたいと思います。

次に、桁沼耕地の通学路の整備の関係でございますが、筆数にして200筆、地権者にして150名ほどおります。間には一級河川の桁沼川がございまして、橋のかけ替え、それから土地改良区が管理しております、1号排水路などの大きな水路もございます。

また、主要道路でございますので、東京電力の主要な電線も走っております。これらの改修、移転の協議関係でも恐らく2年ぐらいの期間を要するものと思っております。

用地買収につきましては、150件ほどありますので、こちらもなかなかいろいろな問題が出てくるのが想像されます。なるべく早い段階で自転車の事故等が発生しないように整備効果が見えるような形で努力してまいりたいと思いますので、ご理解の方、お願いいたしたいと思います。

それから、国道、県道の通学路の危険箇所の改修でございますが、引き続き土木事務所に改善を随時要望してまいります。一気になかなか出来ませんが、住民の皆様からお話があった箇所を少しずつですが、改善しているのも事実でございます。引き続き要望をしてまいりますので、ご理解のほど、お願いいたします。

以上でございます。

議長（城之内一男君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

カーブミラーの件で防滴効果等がある素材のカーブミラーの導入についてでございます。

議員からご提言をいただきました製品は、安全性の向上に効果があると考えますので、価額や設置場所等を含め、導入を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（城之内一男君）

健康福祉課長、海上孝君。

健康福祉課長（海上 孝君）

就労支援事業でございますけれども、現在、昨年の秋からハローワークが、出張相談に来ております。これはひきこもりの方に限ったものではございませんが、それも含めて、保健センターの方で出張相談等を、回数は少ないですけれども、昨年度から始めました。今年度も引き続き実施していく予定でございます。

また、平成29年度末に策定いたしました地域福祉計画の中で、ひきこもりの関係があり先程申し上げました中核生活支援センター等の専門機関等と連携をし、各種支援につなげていけるよう計画等に則って進めていきたいと思っております。

議長（城之内一男君）

10番、山崎ひろみ君。

10番（山崎ひろみ君）

中小企業支援の方ですけれども、是非周知をして、何件でもいいですけれども、多くの方が利用出来て、中小企業が益々発展出来るようにお願いしたいと思います。

通学路の件なんですけれども、先程桁沼耕地も大変難しい、いろいろな難問もあってということでしたけれども、何年でやるという目標を立てて、町長を初め、やっていただきたいと思っております。通学路です。毎年、必ず田んぼに一人は落ちています。本当に私もいつも通りますけれども、どなたが通っても危ないということは認識していると思っておりますので、時間をかけずに、目標点を決めてやっていただきたいと思っております。用地買収は大変かもしれませんが、大変と思うと出来ませんので、やると決めてやっていただきたいと思っております。

カーブミラーの方は導入を検討してくださるということですので、特に危険なところから先に、新しいものはもちろん新しい形で欲しいですけれども、今現在危険なところは早急に直していただけたらと思っております。

就労支援ですけれども、先程の答弁だとやはり全般的な、困窮者の就労支援ということで、ひきこもりのところまでなかなか手は入れられないという状況かと思っております。見守りネットワークの方たちも、高齢者のところにはよく目が行き届いてはいますが、ひきこもりのところまでなかなか行っていないのが現状かと思っております。秋田県の元は社会福祉協議会の事務局長だった女性の方が高齢者のところに行

った時に、年寄りも大変だけれども、あそこの家に、家の中にずっとこもって、仕事もしていないでいる人があっちにもこっちにもいるよという話から、この秋田の方は自分で頑張って訪問をして、切り開いたという。今各地の新聞とかでも、国のモデル地域ということでも紹介されております。人口も小さな町ですけれども、うちの町もそれほど大きな町ではありません。いろいろな情報はもっと入ると思いますので、何かの形を取らないと、やっぱり進んでいかないと思いますので、今後に対しての就労支援をもう少し力を入れていただけたらと思います。

要望があれば私も町の方に言いますけれども、こういう人たちは要望も何もないので、そういう人たちを救っていくのも大事な仕事かと思えます。

先程の8050問題ですけれども、私たちがあと10年したら、あと20年したら、その現状にあるわけですので、若い人達がちゃんと元気に働いて、生活の基盤を作っていくことが大事かと思えますので、町ももう少し、もう少しというか、県の、国の事業であるならば、それを活用して、政策の中でやっていっていただきたいと思えます。

通学路に関しては、町全体で考えていっていただきたいと思えます。以上で3回目を終わります。答弁は要りませんので、よろしく願いいたします。

議長（城之内一男君）

以上で、山崎ひろみ君の一般質問を終わります。

次に、3番、佐久間義房君。

3番（佐久間義房君）

3番、佐久間です。

質問事項、東庄町の活性化にかかる事業について。

町では、町を元気にする知恵とアイデアを実現するために、平成21年度から東庄町地域活性化事業補助金交付要綱に基づき、地域を活性化する事業を一般募集し、東の里ぼんおどりの会による東庄町音頭ぼんおどりの会の開催や商工会青年部によるラジコンショーの開催など補助金の交付をしていましたが、補助金対象にもされた事業について、その成果及び効果についてお伺いいたします。

また、今年も3回目となる東庄パーク&ビア夏まつりが8月10日から11、12日の3日間にわたり役場の駐車場を会場に開催されると聞いています。

そこで、過去2ヶ年のパーク&ビア夏まつりのまちおこしの成果及び効果につい

でもお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わりにします。2回目以降は自席にて行います。

議長（城之内一男君）

まちづくり課長、林栄壽君。

まちづくり課長（林 栄壽君）

それでは、質問事項1の東庄町の活性化についての要旨1、活性化事業の内容について、ご質問にお答えいたします。

地域活性化事業は、平成21年度から実施しており、延べ25件の事業に補助金を交付しております。

事業内容は、観光パンフレットの作成やイベントなどの開催です。これらの成果についてですが、観光パンフレットについてはるるぶ東庄、天保水滸伝観光案内パンフレットを作成し、窓口での配布の他、町内外でのイベントで配布しております。数値による効果はお示し出来ませんが、東庄の魅力を発信し、伝えることで大きな効果があったものと考えております。

また、毎年、役場の駐車場で開催されている東庄音頭ぼんおどりの会については、昨年までに11回開催されており、夏の催しとして、また町民の憩いの場として定着しております。なお、主催者である東の里ぼんおどりの会は、今年より観光協会へ入会し、町の観光行事として位置づけられました。これにより、より活力のある催しとなることが期待されます。

また、商工会青年部によるラジコンショーについては、平成21年、22年、24年に開催され、1回目は1万8,000人、2回目は2万7,000人、3回目は2万人の来場者があり、ラジコンショーに合わせ町の特産物の販売やPRを行うなど、地域の活性化に大きく貢献したと考えております。

しかし、独立した事業になるよう、補助金の交付は3年までとしており、現在、事業は中断しております。

次に、地域活性化事業以外では、パーク&ビア夏まつりが、まちおこし隊及び観光協会の主催で実施されています。1回目は県の観光推進事業補助金及び町の補助金を受け、平成28年8月12日から14日にわたり開催され、来場者は3日間で1万2,000人、チケットの売り上げが約768万円で収入は県・町の補助金及び協賛金、出店料、チケットの売り上げを含め、約2,317万円で、支出は約2,

249万円で、差し引き約68万円の黒字となりました。

次に、2回目につきましては、県の補助金はなく、町の補助金のみを受けて、平成29年8月11日から13日にわたり開催され、来場者は3日間で1万2,000人、チケットの売り上げが約833万円で収入は町の補助金及び協賛金、出店料、チケットの売り上げを含め約2,197万円で、支出は約2,247万円で、差し引きは、単年度では約50万円の赤字となりましたが、前年度の黒字分で赤字を補った形となっております。

役場の敷地を利用し、夜型のイベントとして町の主要農産物である豚肉とコラボレーションしたビアガーデンは、他の市町村からも注目されており、また、お盆の時期に開催をすることで、町外から帰省した町民やその家族も呼び込み、多くの町民が楽しめるイベントとなっております。

本年は3年目となりますが、例年以上に盛り上げていこうとまちおこし隊、観光協会及び町で現在、会議を重ね協議をしているところでございます。

以上でございます。

議長（城之内一男君）

3番、佐久間義房君。

3番（佐久間義房君）

商工会青年部が実施したラジコンショーについて、町内外から多くの参加者及び来場者が集まってくると地域の活性化に大きな役割を果たしていると思いますが、どのような経過で中断となっているのか。また、商工会青年部では、河川敷に常設のラジコン飛行場を建設し、利用料等の収入によりラジコンショーを開催し、町を活性化したいと考えていると聞いています。事業の復活や新規に計画されているものがあれば伺いたいと思います。

また、パーク&ビア夏まつりについても、町の新しいイベントとして今年で3年目を迎え、定着してきていると思いますが、来年以降も開催の予定があるのか、開催するのであればどのような規模で、どのような内容とするのか、併せてお伺いいたします。

議長（城之内一男君）

まちづくり課長、林栄壽君。

まちづくり課長（林 栄壽君）

ラジコンショーにつきましては、以前に実施した状況ですが、1回の経費が約700万円程度で、地域活性化事業から350万円から400万円の補助を受けて、3年間にわたり開催しました。地域活性化事業補助金は、イベント立ち上げのための補助金という性質のもので、補助金の交付は3年程度を目安としております。

資金の面で単独での開催は難しく、ラジコンショーは中断しているものと思われ  
ます。

議員の言われるとおり、商工会青年部では、河川敷に常設のラジコン飛行場を建設し、ラジコンショーを開催したいとの考えがあり、飛行場建設について相談があったため、国土交通省、利根川下流事務所、小見川出張所へ占用について見解を確認しに行った経緯があります。河川敷は、自然保護エリアとして指定されているため、新たな占用は難しいですが、まちおこしなどの目的で、東庄町が占用するのであれば検討の余地があるということをございました。

現在、商工会へは、設置の目的、初期投資にかかる投資額、使用料や維持費などの管理体制、安全対策などについて、国土交通省利根川下流事務所と協議、検討が出来るような具体的な計画の提出を依頼しております。計画書などが提出されれば、協議を進めたいと思っております。

パーク&ビア夏まつりにつきましては、主催者の東庄町まちおこし隊、観光協会では、来年度以降の開催の可否を含め、詳しい内容はまだ決まっていないとのこと  
でございます。関係団体による継続の意向があれば、町としても可能な限り協力して  
いきたいと考えております。

以上でございます。

議長（城之内一男君）

3番、佐久間義房君。

3番（佐久間義房君）

人口減少により過疎指定されている中で、町民が元気で明るく豊かな未来を展開し、また、魅力ある東庄町となるよう、活性化事業の推進はとても重要でございますので、今後も新たな申請された事業、中断して困っている事業や、継続することで効果の期待出来る事業については、町の積極的な協力を要望して、質問を終わりに  
します。

以上です。

議長（城之内一男君）

以上で、佐久間義房君の一般質問を終わります。

次に、2番、宮澤健君。

2番（宮澤 健君）

2番、宮澤です。土砂災害防止法についてお伺いいたします。

今年は例年より早く梅雨入りし、また、大雨という予報が出されています。

近年の自然災害は多種多様化しています。幸い東庄町においては、火山の噴火と土石流は直接の被害想定する必要はないと思われれます。しかし、土砂災害の危険地帯は多く、心配なところですね。そのような状況で、3日の防災演習は町民の代表者と消防団、町職員、関係団体が一堂に会して実施され、毎年継続していることに大きな意義があると思います。

昨年末、香取土木事務所より私の家の方りがけ地等の調査結果のお知らせとして、地図と図面が届けられました。調査年度は28年度になっていましたが、後日、調査結果の説明会を開催するとのことでした。先日、香取土木事務所に確認しましたら、調査結果に基づき、北部林業事務所と各市町村長に意見を照会し、回答が返ってきたところということですとありました。

今後、県に挙げていく予定で、説明会は8月以降とのことでした。今回の調査で、今までの指定より指定箇所が多くなる可能性もあるとのことでした。このような状況下で昨年の台風から防災の検証の意味でお伺いします。

要旨1、昨年の台風21号避難勧告について。

この当日は、折しも国政選挙の投開票日と重なったため、町の職員の方々におかれましては、2日間、不眠不休での対応、大変ご苦労さまでした。

10月22日から23日にかけて台風接近、上陸の予報から、22日9時30分に大雨警報、11時に避難所の開設で早目の避難を呼びかけ、13時16分に土砂災害警戒警報、15時11分に避難勧告を発令しております。

災害対策基本法第60条第1項に基づいて、市町村長が避難勧告、避難指示を出来ると定められていて、避難勧告が土砂災害警戒区域120戸、634人に出されました。実際の避難者は20人でした。避難勧告や避難指示に違反した場合の罰則はないけれども、この結果をどのように分析しているか伺います。

住民がそれほどまた大したことはないと思っていたのか、食料と毛布を持参とい

うことで避難手段がないのかなどの確認が必要だと思います。

避難して、結果、今回も何も災害が起きなかったということは幸いなことでありまして、心配されることは、今までも何もないからとマンネリ化していくことが一番心配です。災害は毎回別物で、同じことはないという意識が必要だと思います。

要旨2、避難所の対応について。

町公民館と保健福祉センターを避難所として開設しましたが、避難所の対応は想定されていたとおりに運営出来たのか伺います。

前に述べたように、国政選挙と重なったため、災害が重なったようなもので、人員が分散され、想定どおりの対応が出来たのか、問題があったのであればどのようなことが課題となったのか伺います。

要旨3、今年度事業の洪水ハザードマップ、防災計画策定後の対応について。

昨年末に香取土木事務所より28年度のがけ地等の調査結果のお知らせが当該世帯に配布され、指定等の書類がまだ県に上がっていきなく、住民説明会もまだ当分先ということであります。今年度委託業務が予算措置されていますが、その進捗状況を伺います。

洪水ハザードマップ、防災計画改定が終了した後に、どのように住民に周知していくのか伺います。

これで1回目の質問を終わります。2回目からは自席にて行わせていただきます。  
議長（城之内一男君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

それでは、宮澤議員のご質問にお答えいたします。

まず、昨年の台風21号の避難勧告についてのご質問でございます。

実際に避難所に避難した人が20人であったということについてどう分析しているかということですが、避難勧告は防災行政無線による放送や防災メールの他、対象となる世帯に個別に電話でお伝えしました。

避難勧告発令時は大変激しい降雨がありましたので、避難を呼びかける際、激しい雨の中で、避難所への移動がかえって危険な場合、家の中のがけから離れた部屋や2階などに避難してくださいと呼びかけました。こうした背景から、屋内で安全を確保された方が多かったのではないかというふうに考えております。議員が言わ

れるように、災害の危機に直面して、自分は大丈夫である、あるいは、前回大丈夫であったから今回も大丈夫であるといった、いわゆる思い込みといいますが、正常性バイアスと言われる偏見が大変危険であります。住民の皆さんに土砂災害の危険性を再度認識していただくよう、努めると共に今後も大雨や台風の際に早目早目の避難を呼びかけてまいります。

次に、避難所の対応についてでございます。

ご指摘のように、国政選挙が重なり、人員の確保には苦労はいたしましたが、選挙事務に従事していなかった管理職員等を中心に適切に対応することが出来たと考えております。今後はこのような事態も想定した対応方針を検討してまいります。

次に、洪水ハザードマップ及び地域防災計画のご質問にお答えをいたします。

洪水ハザードマップは、国や千葉県から示された利根川洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等に関する最新の情報を活用し、年度内に作成するよう、事務を進めております。

住民への周知方法につきましては、洪水ハザードマップは全世帯への配布を予定しており、地域防災計画につきましてはホームページ等で公表を行い、内容については自主防災組織でもあります各自治会等を通じて周知してまいりたいと考えております。

なお、土砂災害危険箇所等の周知についてですが、ハザードマップ作成後に千葉県から新たに土砂災害警戒区域等を指定した場合は、ホームページや広報等により周知する他、対象となる世帯、自治会、消防団等に土砂災害警戒区域の参考地図等を配布し、注意喚起と防災意識の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

議長（城之内一男君）

2番、宮澤健君。

2番（宮澤 健君）

それでは2回目の質問をさせていただきます。

昨年の台風の結果でありますけれども、土砂災害危険箇所という形でくくられておりますけれども、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流、地すべり危険箇所を総称した形で言うておりまして、地形図から机上で等高線をもとに抽出した結果、土砂災害防止法に関わる土砂災害警戒区域や指定対象となっていく区域が含まれて

おります。

東庄町では、土砂災害危険箇所は急傾斜地崩壊危険区域が2ヶ所、土砂災害警戒区域等の指定が43ヶ所です。急傾斜地崩壊危険箇所は、〃、〃の分類でされておりますけれども、この、〃の分類の仕方は、地図では、裏側には出てくるんですけれども、被害を及ぼす可能性のある急傾斜地に存在する人家の戸数が何戸あるかで分類をしているので、分類の仕方を住民によく説明しないと理解されないのではないかと思います。私も最初調べていってやっとわかったところでありました。

改めて土砂災害警戒区域、通称イエローゾーン、それから特別警戒区域、通称レッドゾーンに相当する地域は、その根拠等についてしっかり説明して、よく理解してもらうことをお願いいたします。

それから2番目の、避難所の対応についてでありますけれども、平成29年9月、山崎議員から避難所運営マニュアルは整備されているのかの質問に、避難所運営ガイドラインが平成28年4月に内閣府から示されていますので、地域住民と行政が一体となり、総合的な避難所の運営管理体制を確立出来るよう、避難所運営マニュアルを整備することが必要であると認識しています。整備に向け、検討してまいりますと答えています。その後の整備状況について、お伺いします。

3番目の今年度の事業計画後の対応について、総体的に避難勧告、避難指示は早目に判断して発令されていると思います。一方で、高齢者や少子化で適宜、適切な避難行動を取ることが困難となっております。そのために、避難準備情報というのが今ありますので、避難準備情報、避難勧告、避難指示と、段階的な発令措置をしていくことも判断しやすいのではないかと思います。

以前にも質問しましたが、地区組織に加入していないとか、抜けてしまったり、地域共同体の弱体化に伴い、地域における過去の土砂災害や洪水の被害、その実態を共有化するぐらいの状況にあると思います。避難は自己責任で、時期が遅れたならば安全と思われる場所で待機することも必要ですが、避難施設として学校等も指定されています。学校の教職員の方々への対応は周知されているのか伺います。

土砂災害や洪水の危険区域と避難所の指定はされていても、避難区域から避難所までの避難経路に関する検討が重要と考えますが、避難経路の検討はされているのか伺います。

以上で2回目を終わります。

議長（城之内一男君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

ご質問のありました件にお答えをいたします。

避難所運営マニュアルの整備状況からお答えをさせていただきます。

避難所運営マニュアルにつきましては、現在、東庄町で整備している避難所運営の手引というものがございますが、現状に即したマニュアルにはなっていないことから、今回の地域防災計画改定に合わせまして、見直しを行い、東庄町の実情に即した実効性のあるマニュアルを整備してまいりたいと考えております。

次に、避難所運営に関する学校教職員への対応の周知についてでございます。

通常の災害時は公民館と保健福祉総合センターの2ヶ所を避難所として開設しているところでございますが、大規模災害時には学校を避難所として開設することも想定しておりますので、教育委員会と十分協議をしまして、今年度作成する避難所運営マニュアルの中に学校の対応について盛り込んでまいりたいと、このように考えております。

最後に、危険区域から避難所までの避難経路に関するご質問でございますが、今回整備するハザードマップ等を利用し、住民の皆様には日頃から避難所や避難経路を自ら確認し、自らの安全は自らが守る意識を持っていただくよう、啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

議長（城之内一男君）

2番、宮澤健君。

2番（宮澤 健君）

洪水というのは、秋の稲刈り時期に、切断された稲わらが排水溝に詰まって、洪水となる事案は、これは全国いろいろなところで発生しております。焼却するか耕耘を呼びかけていますけれども、天候とか圃場の条件等によって、全てが対応出来るわけではありません。人的な二次被害を起こさない啓蒙も必要だと思います。

土砂災害防止対策基本方針の基本理念であります行政の「知らせる努力」、「住民の知る努力」とが相乗的に働く社会システムの構築を目指して、根本的な理由と

危険度合いはしっかり理解されるよう、住民と行政が一体となった、体制が構築出来、減災へとつなげていただきますよう、要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

議長（城之内一男君）

答弁はよろしいですか。

以上で、宮澤健君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は11時25分からとします。

（午前11時11分 休憩）

（午前11時25分 再開）

議長（城之内一男君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、8番、高木武男君。

8番（高木武男君）

8番、高木です。税について質問させていただきます。

要旨1、国保税、介護保険料について。

国民健康保険も介護保険も高齢化社会においては、その役割は益々重要視されています。健康で一生涯、病院の世話にもならず、人の介護も受けないでいられるのは本当に幸せな人ですが、ほんの一握りです。

定年退職して年金で生活する年齢になると、これらの制度の有難さがわかるようになります。年金受給額は人それぞれですが、働いていた時の給料に比べると大幅に少なくなり、国保税や介護保険料の納付も大変な状況となり、納付出来ない人もいと聞いております。国保税、介護保険料が1円でも安く出来ないものかと思い、質問させていただきます。

国保税、介護保険料を安くするためには、二つの方法があるかと思えます。

まず第1に、健康で丈夫な体づくりの徹底で、国民健康保険や介護保険にあまり世話にならないことが重要かと思えます。食事に気をつけ、朝のラジオ体操、ウォーキング、ジムでの筋トレ、仕事に追われ、人と議論をし、自分の頭で考えることが刺激となり、いつも若い気持ちでいることが元気でいられる理由かもしれません。

2番目として、国民健康保険及び介護保険に一般会計より補助金として繰り入れ

ていただくことです。3月議会では、学校給食費の完全無料化が実現しましたが、大変良かったと思います。

大多数の町民が加入する国民健康保険、介護保険の負担軽減のため、町ではどのような努力をされているのでしょうか、お伺いいたします。

要旨2、環境税について。

新たに環境税が導入されると聞いております。地球温暖化防止のため、森林の整備等が考えられるのではないかと思います。環境税の有効活用が求められていますが、本町においてはどのように考えているのでしょうか。環境税の有効活用については、森林の整備や里山づくりが考えられます。森林の整備については、個人所有の山林のため、なかなか難しいところがあります。道路の法面や道路から5メートルの幅を里山として整備する里山ゾーンを提案いたします。

健康志向の高まりでウォーキングする人は年々増加しています。ウォーキングしながら木々の緑や草花を楽しんでいるようです。里山ハイキングを計画して参加者を募集するとすぐ定員いっぱいの人が集まり、参加出来ない人も多数いると聞いております。皆さん、里山の魅力、人の心を引きつける力を知っているからだと思います。

環境税を活用した里山ゾーンの整備は、景観を良くし、東庄町の魅力アップにつながるのではないのでしょうか。見解を求めます。

以上で1回目の質問を終わります。

議長（城之内一男君）

町民課長、伊藤雅晃君。

町民課長（伊藤雅晃君）

それでは、高木議員の1番目の質問のうち、国保税につきましては町民課の所管でありますので、私から回答をさせていただきます。

町民の約3割が加入しております国民健康保険、その財源としての国民健康保険税についての質問でございますが、高木議員のおっしゃるとおり、町民が健康で医療機関に出来るだけかからないようになることが歳出を抑え、保険税を下げる事が出来ることと考えております。

町としましては、法定で定められた40歳以上、75歳未満の方に特定健康診査を無料で受診していただき、35歳から39歳までの方には、町独自に健康診査を

無料で実施し、個別に受診勧奨通知を送ると共に、広報紙と町ホームページに掲載して周知を図っているところでございます。

これらの健康診断を出来るだけ多くの町民に受診していただくことが、生活習慣病等の早期発見と有病者の重症化を防止し、医療費の削減につながることを考えております。

なお、今年度につきましては、特定健康診査等、実施計画で定めた受診率52%を目標に、未受診者対策としまして、それぞれの未受診者傾向に合わせた勧奨通知の発送と追加の健康診査日を設けること、そして健診の受診をコジュリンカード行政ポイント事業の対象としたことで受診率アップを図り、町民の病気早期発見に努めるところでございます。

また、平成28年度から町独自に検査項目に推算塩分摂取量測定を追加いたしました。これを毎年継続していくことで、血圧を下げる効果がある、減塩対策の保健指導につなげております。

それから、保健センターでは、健康教育といたしまして、高血圧予防教室、糖尿病予防教室、体操教室などの各種教室を、国保被保険者を含めた全ての町民を対象に開催しておりますと共に、エアロバイク5台を設置し、これを活用してもらうことで町民の健康づくり、体力づくりを進めているところでございます。

町の国民健康保険事業としましては、今後も特定健康診査と保健指導の保健事業に力を注ぎ、一人でも多くの町民が健康で生活出来るよう、事業内容を検討していくことで保険税の抑制につなげる所存であります。

また、一般会計からの補助金としての繰り入れについてでございますが、これは国民健康保険法により、国民健康保険特別会計に繰り入れ出来る項目が定められておりますので、それ以外を繰り入れすることは出来ません。

当町におきましては、法定内で定められております職員給与費分、出産一時金分等の各金額はきちんと繰り入れしておりますことを申し上げます。

以上で国保税についての回答を終わらせていただきます。

なお、介護保険料につきましては、健康福祉課より回答させていただきます。よろしく願いいたします。

議長（城之内一男君）

健康福祉課長、海上孝君。

健康福祉課長（海上 孝君）

それでは、質問事項 1 番目、税について、質問要旨、国保税及び介護保険料についてのうち、介護保険料についてお答えをいたします。

最初に、介護保険料の上昇を抑えるために実施している予防活動についてですが、町では、地域包括支援センターを中心に、介護認定を受けていない方、また、認定を受けていてもサービスを利用していない方々を対象に、各種介護予防事業を実施しております。介護予防教室としては、運動関連事業所に委託し、体操を中心とした運動教育として「げんき教室」及び「はつらつ教室」を、また、リハビリ専門事業所に委託し、運動やレクリエーションを行いながら、1日過ごせるミニデイサービスとして「すこやかくらぶ」を開催しております。

また、地域介護予防活動支援事業として、介護予防サポーター養成事業を実施しております。これは介護予防の知識や技術を学ぶことにより、ミニデイサービスや地域の高齢者の集まり等にボランティアとして参加し、介護予防の普及に協力していただくと共に、自分自身の介護予防についても役立てるというものでございます。昨年度まで103名の方々に受講、登録をいただき、活動をしていただいております。

介護予防普及啓発活動として、各地区で出前講座を行っております。これは町内のお茶講、同行講、シニアクラブなどの高齢者グループの会合の場に出向き、介護予防や介護保険制度等についての普及啓発を行っております。

これらの各種事業を展開することにより、介護認定を受けていない方は健康を維持し、また軽度の認定者は症状の進行を抑えることにより、介護保険料の上昇の抑制につながるものと考えております。

続いて、介護保険特別会計に一般会計から補助金を繰り入れ、介護保険料を安くすることは出来ないかについてですが、結論から申し上げますと、出来ません。介護保険料の算出方法については、法律等で負担割合が定められており、それに則り算出しております。現在の東庄町の状況から申し上げますと、他の市町村と同様に高齢化が進み、またそれに比例して認定率も上昇し、介護給付費が増加しております。介護保険料については、3年ごとに策定される介護保険事業計画により決まります。今年度から開始された第7期事業計画において、サービス見込額から基準保険料を単純に算出しますと、月額5,624円となりますが、現在保有してありま

す介護給付費準備基金 1 億 2 , 0 0 0 万円を取り崩すことにより、 6 7 4 円抑えられ、県平均の 5 , 2 6 5 円、全国平均の 5 , 8 6 9 円を下回る 4 , 9 5 0 円という保険料になります。

今後も介護認定者の増加により、介護保険料の上昇が見込まれますが、現在実施しております介護予防等の事業を継続し、介護保険料の上昇の抑制に努めてまいります。

私からの答弁は以上です。

議長（城之内一男君）

まちづくり課長、林栄壽君。

まちづくり課長（林 栄壽君）

それでは、要旨 2、環境税について。（仮称）森林環境譲与税の里山ゾーン整備への活用について、質問にお答えいたします。

里山ハイキングにつきましては、千葉県森林組合東庄支部の事業として、町民を対象に毎年 1 1 月頃行っております。議員が言われるとおり、参加者は募集、受付開始 3 0 分で定員に達し、キャンセル待ちが出るほど盛況です。これは確かに里山に人の心を引きつける魅力があるからだと思います。

（仮称）森林環境税及び（仮称）森林環境譲与税については、国の平成 3 1 年度税制改革において創設の予定となっております。平成 3 1 年度からは森林環境譲与税の自治体への交付が開始される予定であります。森林環境譲与税は、地球温暖化防止や災害防止等を図るための地方の安定的な財源であり、全国の市町村が有効に活用することにより、これまで手入れが出来なかった森林整備が進むことを期待している国の政策であります。

森林環境譲与税の活用については、先般、国会で可決された森林経営管理法において定められております。国において、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理と両立を図るため、新たな森林管理システムを創設し、これらの仕組みに基づいて市町村は森林環境譲与税を間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発などの森林整備及びその促進に関する費用に充てることになっております。

今後、千葉県が森林経営管理法に基づく市町村の森林管理を支援する指針を策定し、執行体制を整備します。それに基づきまして、町も関係機関との協議を行い、条例の制定など、森林環境譲与税の受け入れと用途などの環境を整えていくことに

なります。

議員が言われる里山整備については、東庄町の森林も確かに荒廃が進んでいる状態です。今後、国・県より示される指針や要綱等により、森林環境譲与税が里山整備に活用可能であれば、里山整備を実施したい事業者や団体に対して支援をしていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（城之内一男君）

8番、高木武男君。

8番（高木武男君）

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

学校給食費の無料化は、生徒のいる家庭だけが恩恵を受けますが、国民健康保険や介護保険は、全ての世帯が関わることであり、料金は1円でも安く、そしてより良いサービスを提供することは行政の最大の役割ではないかと思えます。

国民健康保険、介護保険の特別会計にこれ以上の繰り入れは法律上出来ないということですので、これらの保険に出来るだけ世話にならなくても、いつまでも元気で健康な体づくりが重要な課題ではないかと思えます。

今までいろいろな対策を行っていますが、料金の引き下げには至っていません。これらの課題に積極的に取り組んだ自治体で、料金の引き下げを行ったところもあると聞いております。本町においても、真剣に、そして全力で取り組めば、国民健康保険税や介護保険料は1円でも安く、引き下げは可能かと思えますが、見解を求めます。

以上です。

議長（城之内一男君）

町民課長、伊藤雅晃君。

町民課長（伊藤雅晃君）

ただいま高木議員の方から2回目の質問でありましたとおり、今後もより一層、特定健診等の受診率の向上を目指しまして、町民一人一人が健康で生活出来るよう、より一層の事業内容の方を検討して、保険税の抑制につなげていきたいと考えております。

議長（城之内一男君）

健康福祉課長、海上孝君。

健康福祉課長（海上 孝君）

介護保険料につきましては、今、議員がおっしゃられましたように、全国で介護予防等の教室等を積極的に行いまして、保険料が安くなった自治体も確かにございます。東庄町としましても、今行われている介護予防教室等を積極的に推進していきまして、介護保険料の上昇の抑制に今後も努めていきたいと思っております。

以上です。

議長（城之内一男君）

8番、高木武男君。

8番（高木武男君）

では、最後、3回目の質問をさせていただきます。

今、町民課長並びに健康福祉課長さんの方から、1円でも料金を安くするよう、積極的に努力されるというように私は理解いたしました。ひとつこれからも頑張っ

てやっていただきたいと思います。

それで、私は最後に要望を申し上げます。

今までの集団検診では、本町に本当に早期発見が難しく、病気が進行してから病院に駆け込むのでは、手遅れだったり、医療費がかさみます。集団検診から個人対応型の検診で、問診を重視し、病気の芽をいち早く発見して、先制攻撃をする、予防医療を望みます。ウォーキングが楽しくなる散歩道の整備と、小学校廃校後の空き教室には、筋トレの出来るトレーニングジムの整備を、そして国保税、介護保険料を1円でも安くされることを要望いたします。

以上です。

議長（城之内一男君）

以上で、高木武男君の一般質問を終わります。

これで一般質問は終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後1時といたします。

（午前11時46分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

議長（城之内一男君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 6、承認第 1 号、専決処分の承認を求めることについて（町税条例等の一部を改正する条例）、日程第 7、承認第 2 号、専決処分の承認を求めることについて（東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）、以上 2 案を一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（城之内一男君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

ただいま提案されました承認第 1 号、町税条例等の一部を改正する条例及び承認第 2 号、東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることにつきまして、提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理等に関する政令、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成 30 年 3 月 31 日にそれぞれ公布され、原則として 4 月 1 日から施行されることに伴い、地方税法等を引用をする町税条例、町税条例等の一部を改正する条例並びに東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じました。

急を要するため、3 月 31 日に専決処分をしましたので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、専決処分の承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をいたさせます。ご審議の上、ご承認くださいますよう、よろしく願いを申し上げます。

議長（城之内一男君）

町民課長、伊藤雅晃君。

町民課長（伊藤雅晃君）

ただいま町長の提案理由にもありましたが、地方税法及び地方税法施行令等の一部を改正する政令並びに省令等が平成 30 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、町税条例、町税条例等の一部を改正する条例並びに東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたため、承認を求めるものでございます。

議案書、4ページをご覧ください。

今回の改正の主なものは、住民税、固定資産税、法人町民税及びたばこ税の改正などが主な改正点であります。

それでは、町税条例等の一部を改正する条例の主なものについてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、参考資料の1ページをお願いいたします。

新旧対照表、左側の改正案により説明をさせていただきます。

初めに、第1条による改正について説明させていただきます。

第20条の改正は、後ほど説明いたします条例第48条及び第52条の改正に伴う規定の整備であります。

次に、第23条の改正は、第1項で文言の整理を、第3項では人格のない社団等について、電子申告義務化の適用の除外規定を整備しております。

1ページ下段から2ページをご覧ください。

第24条第1項の改正は、障害者、未成年者、寡婦及び寡夫に対する非課税措置の範囲を125万円から10万円引き上げ、135万円とし、同項第2項では、控除対象配偶者の定義変更及び均等割非課税限度額の引き上げを実施する規定の整備であります。

次に、第31条の改正は、引用する法の改正にあわせ、文言の整備を行っております。

続きまして、第34条の2、所得控除及び、3ページの第34条の6、調整控除の改正は、高所得者にまで税負担の軽減効果を及ぼす必要性が乏しいことから、所得要件を合計所得金額2,400万円から控除額が徐々に減少し、2,500万円で消失する所得控除方式の仕組みの創設に伴う規定及び文言の整理であります。

4ページをお開きください。

第36条の2、町民税の申告の改正は、年金所得者に係る配偶者特別控除の申告要件の見直しに伴う規定及び文言の整理であります。

6ページをお開きください。

第47条の3及び第47条の5の改正は、引用する法改正に伴う規定及び文言の整備であります。

7ページをご覧ください。

第48条の改正は、法の施行地に本店、または主たる事務所などを有する法人の町民税申告納付の際、租税特別措置法の規定適用を受けた外国の法律に基づく税を課せられている場合、法人税割額からその課せられた税を控除することの出来る規定を創設。また、資本金1億円以上の普通法人等に対し、電子申告による提出を義務化する規定の整備であります。

10ページをお開きください。

第52条の改正は、法人の町民税にかかわる納期限の延長の場合の延滞金について、申告した後に減額更正がされ、その後、さらに増額更正等があった場合には、増額更正等により納付すべき税額のうち既に納付がされていた部分を控除して計算する規定の整備であります。

12ページをお開きください。

第54条の改正は、引用省令の改正に伴う規定の整備を行っております。

13ページをご覧ください。

第92条の改正は、喫煙用製造たばこの区分として、新たに加熱式たばこの区分を創設する規定の整備であります。

また、第92条の2は、条例の条ズレに伴う整備を行っております。

続きまして、第93条の2の改正は、法規定の新設に合わせて、加熱式たばこを製造たばことみなす規定の整備を行っております。

14ページをお開きください。

第94条、たばこ税の課税標準の改正は、加熱式たばこを紙巻たばこの本数へと換算する方法として、重量と価格を紙巻たばこの本数に換算する方式とすることとし、急激な税負担の変化が及ぼす企業や消費者等への影響にも配慮し、平成30年10月1日から5年間かけて段階的に引き上げるための規定の整備であります。

17ページをお開きください。

第95条の改正は、たばこ税の税率を平成30年10月1日から3段階で引き上げるための規定の整備であります。

次に、第96条の改正は、条例の条ズレに伴う整備を行っております。

続きまして、第98条の改正は、前段で説明いたしました条例、第94条において、加熱式たばこを紙巻たばこの本数に換算する方式について、定義語を定めたことによる規定の整備であります。

18ページをお開きください。

附則第3条の2、延滞金の割合等の特例及び附則第4条、納期限の延長に係る延滞金の特例の改正は、前段で説明いたしました条例第48条及び第52条の改正に基づく規定の整備であります。

19ページ、下段をご覧ください。

附則第5条の改正は、所得割非課税限度額の引き上げに伴う規定の整備であります。

20ページをお開きください。

附則第10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合の改正は、固定資産税等の課税標準の特例の延長及び拡充に基づく規定の整備であります。

なお、21ページの第26項の規定は、生産性向上特別措置法により、地域の中小企業による設備投資の促進に向けた3年間の時限措置として創設され、平成33年3月31日までの間において、同法に規定された機械及び装置等を取得される者に係る最初の3年間の固定資産税をゼロとしております。

続きまして、附則第10条の3、第3項から、24ページの第11項の改正は、引用する法の改正に合わせ文言の整理を行っております。

また、第12項では、バリアフリー改修工事が行われた劇場や音楽堂等にかかる税額の減額措置の創設による規定の整備を行っております。

25ページをご覧ください。

附則第11条から、29ページの附則第15条までの各固定資産の特例の改正は、現行の仕組みを3年間延長するための規定の整備であります。

続きまして、附則第17条の2の改正は、引用する法の改正に伴う条ズレに合わせ、文言の整備を行っております。

30ページをお開きください。

第2条による改正について説明をさせていただきます。

第94条、たばこ税の課税標準の改正は、さきに説明をいたしました5年間かけて段階的に移行するたばこ税等の算定本数及び条ズレに対する規定の整備で、同様の改正を31ページ、第3条による改正、33ページ、第4条による改正、及び35ページの第5条による改正において、それぞれ整備を行っております。

続きまして、第10条の2の改正は、引用する法の項ズレによる規定の整備であ

ります。

31ページをご覧ください。

第3条による改正について説明させていただきます。

第94条の改正でございますが、前段、第2条による改正において説明いたしました内容と重複をいたしますので、以後、同条の説明は省略させていただきます。

32ページをお開きください。

第95条の改正は、さきに説明いたしました、たばこ税の税率を3段階で引き上げるための規定の整備であります。

また、33ページの第4条による改正においても同様に整備を行っております。

33ページをご覧ください。

第4条による改正及び35ページの第5条による改正は、第1条から第3条による改正と同様の規定の整備となりますので、説明を省略させていただきます。

37ページをお開きください。

第6条による改正について説明させていただきます。

附則第5条、町たばこ税に関する経過措置の改正は、平成27年度改正において実施いたしました旧3級品の紙巻きたばこに係る税率の経過措置について、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の税率を平成31年9月30日まで延長する規定の整備となります。

続きまして、附則の説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書15ページから25ページをご覧ください。

15ページ、下段にあります附則の第1条では、この条例の施行期日を定めております。

16ページ下段の第2条では、町民税に関する経過措置を、17ページ、第3条では、固定資産税に関する経過措置を定めております。

18ページをご覧ください。

第4条では、改正法第2条の規定による改正前の地方税法附則第15条第43項に規定する中小事業者等に課する固定資産税についての規定を定めております。

続きまして、中段の第5条、たばこ税に関する経過措置から、23ページ、第11条、手持品課税に係る町たばこ税の改正は、前段に説明をいたしました、たばこ税について段階的に改正するための施行期日に基づき、経過措置及び各種手続に関

する規定の整備を行っております。

続きまして、承認第2号、東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の内容につきまして、ご説明申し上げます。

議案書、28ページをご覧ください。

今回の改正は、課税限度額を54万円から58万円への引き上げ及び軽減判定所得の見直しが主なものであります。

恐れ入りますが、参考資料の40ページをお願いいたします。新旧対照表、左側の改正案により説明をさせていただきます。

第2条、課税額の改正は、第1項において平成30年度から国民健康保険の財政運営主体が町から県へ移行することに伴う規定の整備であります。

また、第2項以降の改正は、課税限度額の引き上げによるもので、高齢化の進展等により、医療給付費が増加する一方で、被保険者の所得が伸びない状況において、課税限度額を引き上げることにより高額所得者により多くの負担を求めることとなる反面、中間所得層に配慮した保険税の設定が可能となり、平成30年度は限度額超過世帯の割合が上昇する見込みであることから、限度額超過世帯のバランスを考慮し、基礎課税額にかかる課税限度額をこれまでの最大引き上げ幅と同額の4万円とし、現行の54万円から58万円に引き上げる改正であります。

42ページをお開きください。

第23条、国民健康保険税の減額の改正は、軽減判定所得の見直しによるものであります。国民健康保険税の負担能力が特に不足している被保険者を救済するため、世帯の所得が一定額以下の場合には応益割について原則として7割、5割、2割軽減を行っております。こうした低所得者に対する軽減措置の拡充は、平成29年6月議会においても同様な改正を行っているところですが、今年度におきましても、消費者物価の伸び等の経済状況を踏まえ、5割軽減の対象となる、世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に、乗すべき金額を27万円から27万5,000円に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を49万円から50万円にそれぞれ引き上げる改正であります。

次に、第24条の2、特例対象被保険者等に係る申告の改正は、マイナンバーによる情報連携により把握できるのであれば、雇用保険受給資格証明書の提示を不要とする見直しによるものであります。

以上で説明を終わります。ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（城之内一男君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに行います。

初めに、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて（町税条例等の一部を改正する条例）を採決します。

本案は提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

ご異議なしと認めます。

従って、承認第1号は承認することに決定しました。

次に、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて（東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

ご異議なしと認めます。

従って、承認第2号は承認することに決定しました。

日程第8、議案第21号、東庄町過疎地域における固定資産税の特例措置に関する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

( 事 務 局 朗 読 )

議長（城之内一男君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第 2 1 号、東庄町過疎地域における固定資産税の特例措置に関する条例を制定することについての提案理由を申し上げます。

過疎地域自立促進特別措置法に規定する地域として平成 2 9 年 4 月に東庄町が指定を受け、同法 3 1 条、過疎地域自立促進特別措置法第 3 1 条の地方税の課税免除、または不均一課税に伴う設置が適用される場合等を定める省令及び地方税法に基づき固定資産税の特例措置に関する条例を制定することにより、製造の事業、農林水産物等販売業及び旅館業の事業者が新設、または増設により取得した機械及び装置、建物及び附属設備で、その取得価格の合計額が 2 , 7 0 0 万円を超える特別償却設備が対象となり、該当する固定資産税の家屋、償却資産及び土地の課税免除を行うものでございます。

また、課税免除による町の減収部分については、国より地方交付税にて支援が受けられます。

詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしく願いを申し上げます。

議長（城之内一男君）

町民課長、伊藤雅晃君。

町民課長（伊藤雅晃君）

それでは、議案第 2 1 号、東庄町過疎地域における固定資産税の特例措置に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

議案書、30 ページをお開きください。

本条例は、本町が過疎地域自立促進特別措置法に規定された地域として公示されたことに伴い、過疎地域特別措置法及び地方税法の規定に基づきまして、固定資産税の課税免除について必要な措置を講ずるため本条例を制定するものでございます。

条例の内容でございますが、産業の自立促進と活性化を図るため、町内において製造の事業、農林水産物等販売業、または旅館業の用に供する機械及び装置、建物

及び附属設備で、その取得価格の合計額が2,700万円を超える特別償却設備を新設し、もしくは増設したものについて3年間の固定資産税の課税を免除するものでございます。

この固定資産税の課税免除を行った場合は、過疎地域自立促進特別措置法の規定により、減収額につきまして、地方交付税により減収補填措置がされるものでございます。

それでは、条文の説明をさせていただきます。

31ページをお開きください。

東庄町過疎地域における固定資産税の特例措置に関する条例、まず第1条として、趣旨でございますが、この条例は過疎地域自立促進特別措置法第2条の規定により、過疎地域として公示された本町において製造の事業、農林水産物等販売業、または旅館業の用に供する設備を新設し、または増設したものに対し、地方税法第6条第1項の規定により固定資産税の課税免除とすることに関し、必要な事項を定めるものとしします。

第2条は、課税免除の規定でございますが、過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第1条第1項に規定する特別償却設備を設置し、または増設した者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地に対して固定資産税の課税を免除するものでございます。

家屋の敷地である土地でございますが、その取得の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地として家屋の建設に着手した場合には当該土地に関しても固定資産税を免除出来る規定でございます。

また、第2項では、課税を免除する期間を最初に課すべき年度以降3ヶ年とするものです。

第3条の課税免除の申請に係る規定でございますが、申請書の提出期限を課税免除を受けようとする各年度の賦課期日の属する年の3月25日までとするものでございます。

第4条の課税免除の決定でございますが、申請書の提出があったときは、申請書の内容を審査し、課税免除の処分を決定するものでございます。

32ページをお開きください。

第5条の課税免除の承継の規定でございますが、固定資産税の課税免除を受けた方が、相続、合併等の理由により変更が生じた場合で同じ事業を継続する場合に課税免除の承継を受けることが出来るものとするものでございます。

第2項では、その届け出に関して規定するものでございます。

第6条の報告調査でございますが、課税免除を受けた者に対して、必要な事項について報告、もしくは関係書類の提出を求め、または調査を行うことが出来る規定でございます。

第7条の課税免除の取消等の規定でございますが、第1号では、虚偽の申請その他不正な行為により課税免除を受けた場合。第2号では、この条例及び条例規則に基づく規則に違反があった場合。第3号では、第1号、第2号の他に課税免除することが適当でないと判断する場合であり、各号のいずれかに該当する時は、課税免除の取消、または免除した固定資産税の全部、または一部を納付することを命じることが出来るというものでございます。

第8条の委任では、この条例の施行に関して必要な事項は規則で定めさせていただくものでございます。

次に、附則でございます。

第1項の施行期日でございますが、この条例は、公布の日から施行し、本町が過疎地域として公示されました、平成29年4月1日から適用させていただくものでございます。

第2項の平成30年度における申請の特例でございますが、平成30年度の申請に限り、3月25日から8月31日にするものでございます。

第3項の失効でございますが、この条例は、過疎地域自立促進特別措置法が失効する平成33年3月31日限り、その効力を失うというものでございます。

第4項の経過措置でございますが、この条例の失効日において、固定資産税の課税免除を受けている者の免除期間については、従前の例によるというものです。

また、条例、施行規則によりまして、申請書等の様式を定めてございます。

以上で提案理由及び条例制定内容の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（城之内一男君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

5番、花香孝彦君。

5番（花香孝彦君）

花香です。初めに、過疎から脱却するための条例が初めて示され、過疎対策が始まるんだと実感しながらも、責任の重さを感じております。

本日、山崎議員の一般質問にも中小企業の固定資産税の3年間免除について質問がありましたが、固定資産税の3年間の免除といえ、数年前になります、企業誘致の奨励金、そのときは奨励金ではございましたが、毎年4,000万円ぐらいの金額であったと思いますが、多くの雇用が、受け入れが増加いたしました。

そこで幾つか質問に移らせていただきます。

この条例は、町の判断で制定する条例なのかどうか、まず1点目として伺わせていただきます。

次に、この条例を策定するにあたり、推計データというんでしょうか、計画的な推計データとしての申込件数の予測とか予算規模、先ほども例で示しましたように、毎年4,000万円というような規模のことが何件も起きるのではないかとということも考えた上で、どのくらいの件数、申込件数や予算規模を想定しているのか教えていただきたい点と、これは既に山崎議員の一般質問の中で回答がありましたが、周知の方法につきましても、いま一度教えてください。

また、それに伴っての効果についても伺わせていただきます。これに伴いまして、産業振興を図ってくるんだと思いますけれども、その結果、雇用の増加を見込んでくるのだと考えております。その上で、この条例を作るにあたり、策定することによりまして、雇用の見込み人数、どのくらい見込んでいるのか、伺わせていただければと思います。

次の質問といたしましては、この条例を策定することによって、過疎指定されていない市町村に施設を作るより、東庄町に施設を作ってくれるのかという点であります。過疎地域に指定されたことによって固定資産税が免除になるという、この条例を制定することによって、東庄町に来てくれるというか、新しく施設を作ってくれる企業が出てくるのではないかと考えられると思いますけれども、そういう影響があるのかどうか伺わせていただきます。

あと最後の質問といたしましては、この条例が策定することによりまして、町民の不利益となるような要素が含まれてくるのではないかと私は感じております。

私としましては、農林水産物販売、観光者向けの特産品の販売のようなものと認識しているんですけども、そういうものは町内の方が作られるのであれば全く問題はないと思うんですけども、他の地域から直売所が作られたり、町内の方が作っても影響があるのかもしれませんが、失礼いたしました、観光特産品というものは需要に限られる品物であると思いますので、観光者の数も限られておりますし、販売直売所のようなものを設けた場合には、小さな商店や販売店などに不利益が生じることも考えられると思います。不利益を和らげる対策なども同時に考えていただいているかどうか、伺わせていただければと思います。

以上で1回目の質問を終わらせていただきます。

議長（城之内一男君）

町民課長、伊藤雅晃君。

町民課長（伊藤雅晃君）

それでは、ただいま花香議員よりご質問がありました点でございますが、今回のこの制定をさせていただきました条例につきましては、町のほうでこの条例を判断して、条例のほうを制定させていただいてございます。

こちらが町のためになる条例になるかということで考えますと、こちらは産業の自立促進と活性を図ることにより、新たな企業の誘致等を見込まれることから、町の町税、固定資産税が減額になる分もあるんですけども、それ以上に町の税としましては雇用される人数の方の数にもよりますが、町県民税の税込アップ、法人町民税の税込アップ等を見込まれると。固定資産税につきましては翌年になるわけですが、この過疎地域自立促進特別措置法の規定で減収などについては地方交付税により減収補填がされるということで、固定資産税の減免になる以上にその税込のアップが見込まれるということで、こちらは町の判断で条例のほうを制定させていただいている所存でございます。

なお、申込件数につきましては、現在、平成30年度の固定資産税を課税させていただいているわけですが、その中で2,700万円を超える特別償却設備の新設、もしくは増設というものに関しましては、今年度におきましては確認のほうは出来ていません。今年度はこの該当する償却資産の取得及び増設はなかったものと思います。

今後につきましては、より一層のPR、町広報紙、町ホームページを使って、よ

り多くの企業の方々にこの町の過疎地域における固定資産税の特例措置に関する条例の制定についてご理解をいただきたいと思います。

他の町村にこの企業を建設するよりも、この本町、東庄町に建設することにより、3年間ではございますが、新たな取得分、増設分の固定資産税額が免除になるということは、企業にとっても大変有利益なことになると思いますので、他の市町村に建設するよりも、この東庄町に企業側としても建設することが有利になるのではないかなということで、これからもより一層のPRをしていきたいと思っています。

以上です。

もう一つ質問のございました雇用人数がどのくらいになるかという想定でございますが、どのくらいの規模の企業、どのような職種の企業が来るかということの想定が出来ていない状況の中で、どれだけの雇用が確保出来るかということにつきましては、私の方で現在、把握していないところでございます。

以上です。

議長（城之内一男君）

5番、花香孝彦君。

5番（花香孝彦君）

町独自の条例ということでご回答いただきました。表向き、国から来ている条例のように感じましたけれども、やはり条例を制定するということは町独自の判断で条例をしていくということでありまして、この後、この条例を可決することになれば、この方針を決定したのは、もちろん最終的な決定をするのは私たち議員となりまして、少しでも町民の方々が不利益を受けるようなことが考えられるのであれば、やはり非常に重たい決断が今、迫られているんだろうと思っています。

過疎地域からの脱却を図ることによって、今回は申し込みがないというか、予定がないということでしたが、これからPRをすることによって、他から企業が誘致されたり、農産物の直売所等が東庄町に出来るということになりましたら、やはり商店の方々に不利益が生じることも想定されてくるかと思います。そういうことが考えられるのであれば、私たち議員としましては、町民の立場に立って、少しでも痛みを和らげるような条例や対策も同時に提案していかなければならないと考えています。

また、固定資産という項目で見えますと、他の市町村では我が町特例という独

自の条例を設けているところがありまして、税の軽減を行っている市町村が多く見受けられました。いろいろな固定資産税の優遇がなされておりまして、この特例につきましても、東庄町において考えていかなければいけないんじゃないかなと考えております。この条例、また先ほど山崎議員の一般質問の中にもありました中小企業の固定資産税の免除であったり、これから決めていくんであると思いますいろいろな条例につきまして、総合的に幾つもの過疎対策、税の免除とか優遇になるものを制定していくのであれば、その計画・予算・効果を示していただきたいと考えております。

総合的に考えていかなければ判断が難しいことも考えられますので、財源の乏しい我が町の政策の方針として、やはり選択と集中が求められているんだと思います。

そういうことで、いまだに過疎対策の全体が見えていません。一つの条例、この条例を先に決めてもいいんですけども、学校給食費のときの説明のように、町の考えている全体像、過疎対策の全体像を示していただきたいと考えております。まずそこで過疎対策の全体像につきましても、もちろん今、説明をいただいてもいいんですけども、時間の関係上もあると思いますし、議案の方からもそれてきてしまうと思いますので、まずは既存の議会の総務産業常任委員会の方で我が町特例とか産業の振興の条例とか、もちろん道路整備なども含めて過疎対策に関わる将来的なものを集中的に審議させていただきたいと考えるんですけども、議案とは別ということで、協議の場を設けていただけないかということで伺わせていただきたいと思っております。

議長（城之内一男君）

副町長、金島正好君。

副町長（金島正好君）

花香議員のご質問でございます。

例えば、我が町特例について、あるいは産業のさまざまな特例についてということでのお話でございました。町の過疎対策ということで、過疎債につきましても、私の持論でございますけれども、過疎の補助金と申しますか、交付金をいただいて、町が本来自腹でやらなくてはいけないものを、その補助金で注ぎ込んで、その浮いたといったら表現が悪いかもしれませんが、それで出来た資金を違うところに使うという、あるいはそういう基金を積んでもいいんですけども、そういうよ

うな形で私は考えています。それも一つの方向で、花香議員のおっしゃるような、町の人に、あるいは町の産業に投資をするということももちろん必要でございますので、その議会の議員さん方で構成する委員会等でご審議いただいても、それはそれでよろしいかなというように思います。

そのときには我々も説明をさせていただいてもいいかなと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

私からは以上です。

議長（城之内一男君）

よろしいですか。

その他ありますか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

なければ、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第21号、東庄町過疎地域における固定資産税の特例措置に関する条例を制定することについてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第21号は原案のとおり可決されました。

日程第9、報告第1号、繰越明許費繰越計算書について、平成29年度東庄町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告を行います。

職員に報告の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（城之内一男君）

町長より報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは報告第1号、平成29年度東庄町一般会計の繰越明許費繰越計算書について、ご報告を申し上げます。

平成29年度予算のうち年度内に終わらない見込みの事業について、さきの12月及び3月定例会で繰越明許の補正を行い、可決をいただいたところでございますが、今回、繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条の規定に基づき報告をさせていただくものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。よろしく願いを申し上げます。

議長（城之内一男君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

それでは、報告第1号、繰越明許費繰越計算書の内容について、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の34ページをお願いいたします。

町長の提案理由にございましたとおり、12月定例会の補正予算で繰越承認をいただきました1事業、3月定例会の補正予算で繰越承認をいただきました6事業、計7事業につきまして、繰越明許費のご報告を申し上げます。

表中でございますが、金額につきましては、繰越明許費を設定した額を記載しておりまして、翌年の繰越額は実際の繰越額となっております。また、その右側の各欄でございますが、これは翌年度繰越額の財源内訳となっております。

初めに、2款・総務費、3項・戸籍住民基本台帳費の個人番号カード交付事業142万5,000円、マイナンバーカードの発行状況に鑑み、国の繰り越しによるものとなっております。

次に、7款・土木費、2項・道路橋梁費の道路維持・改良工事でございますが、設定金額5,234万8,000円のうち翌年度繰越額は4,698万2,000円、これは青馬地先の町道舗装補修工事が平成29年度中に終了したことによる減

額となっております。

次に、9款・教育費、2項・小学校費の統合小学校校舎新築事業2億1,934万8,000円は、小学校の校舎建設事業、次の3項・中学校費の教育施設整備事業7,060万円のうち翌年度繰越額4,741万2,000円は、中学校の流末排水工事、テニスコートの整備工事の繰り越しとなっております。多目的室の改修工事が平成29年度内に終了しましたので減額となりました。

次の6項・保健体育費の給食センター建設設計業務委託事業1,728万円のうち翌年度の繰越額は1,695万6,000円、これは入札による減額となっております。

次に、10款・災害復旧費、1項・土木災害復旧費の災害復旧工事1,250万1,000円のうち、翌年度繰越額は1,165万8,000円、こちらは3件予定していました道路災害復旧事業のうち1件、神田地先の工事が平成29年度内に終了したことによる減額です。

次の2項・農林災害復旧費の農業用施設災害復旧工事617万円は、災害査定に時間を要したことによる繰り越しとなっております。

なお、土木災害復旧費につきましては、特定財源として国補助金233万4,000円が平成29年度中に収入済みとなっております。

これら7事業の繰越金額は3億7,967万2,000円、実際の翌年度繰越額は3億4,995万1,000円、財源内訳といたしましては、既収入特定財源は233万4,000円、未収入特定財源として国県支出金1,382万円、地方債が2億1,900万円、一般財源は1億1,479万7,000円となっております。

以上で内容の説明は終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（城之内一男君）

本件については報告事項でございますが、特に質疑があればこれを許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

質疑なしと認めます。

以上で報告第1号の報告を終わります。

日程第10、請願第1号、「国における平成31（2019）年度教育予算拡充

に関する意見書」採択に関する請願、日程第11、請願第2号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願、以上2件を一括議題とします。

職員に請願の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(城之内一男君)

ここで請願紹介議員から趣旨説明がございます。

請願第1号、「国における平成31(2019)年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願及び請願第2号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願について。

2番、宮澤健君。

2番(宮澤 健君)

それでは、請願書の提案理由をご説明いたします。

教育は日本の未来を担う子供たちを心豊かに育てる使命を担っている。社会変化とともに子供たちを取り巻く環境も変化して、教育諸課題や子供の安全確保等の課題が山積しています。教育環境の整備を一層進める必要があります。

そのため以下7項目を中心に予算の拡充確保で解決を図りたいということであり  
ます。

7項目につきましては、先ほど局長が読み上げましたので省略させていただきます。

本請願の趣旨についてご審議いただき、議決の上、正副及び関係行政官庁宛てに意見書を提出していただくようお願い申し上げます。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書採択に関する請願書につきまして、義務教育は憲法第14条法のもとでの平等や第26条教育を受ける権利、教育の義務から子供たちが国民として必要な基礎的資質を培うものであり、教育の全国水準や機会均等を確保する義務教育の基盤作りは国の責務で、そのために設けられた義務教育費国庫負担金制度であり、その制度が廃止されたり、国の負担割合が削減されれば、教育水準のさらなる格差が生じてしまう。また、学校事務職員、栄養職員、教職員の給与を義務教育費国庫負担金制度から適用除外することは法に反することと地方自治体に財政負担を強いることにつながるため、制度の堅持を要望するもので、本請願の趣旨についてご審議いただき、議決の上、政府並びに関係行政官庁に

意見書を提出いただくよう、お願いいたします。

以上であります。

議長（城之内一男君）

これらの請願は会議規則第91条第1項の規定によりお手元の付託表のとおり所管の常任委員会に審査の付託をします。

日程第12、休会の件を議題とします。

常任委員会審査のため6日及び7日の2日間は休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

ご異議なしと認めます。

従って、6日及び7日の2日間は休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

6月8日の会議は議事の都合により午後2時30分に繰り下げて開くことにします。予定の時刻にご参集願います。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

（午後 2時10分 散会）